

## 新潟県立都市公園指定管理者選定基準

紫雲寺記念公園

大湊水と森公園

島見・聖籠緑地

奥只見レクリエーション都市公園

## 1 総則

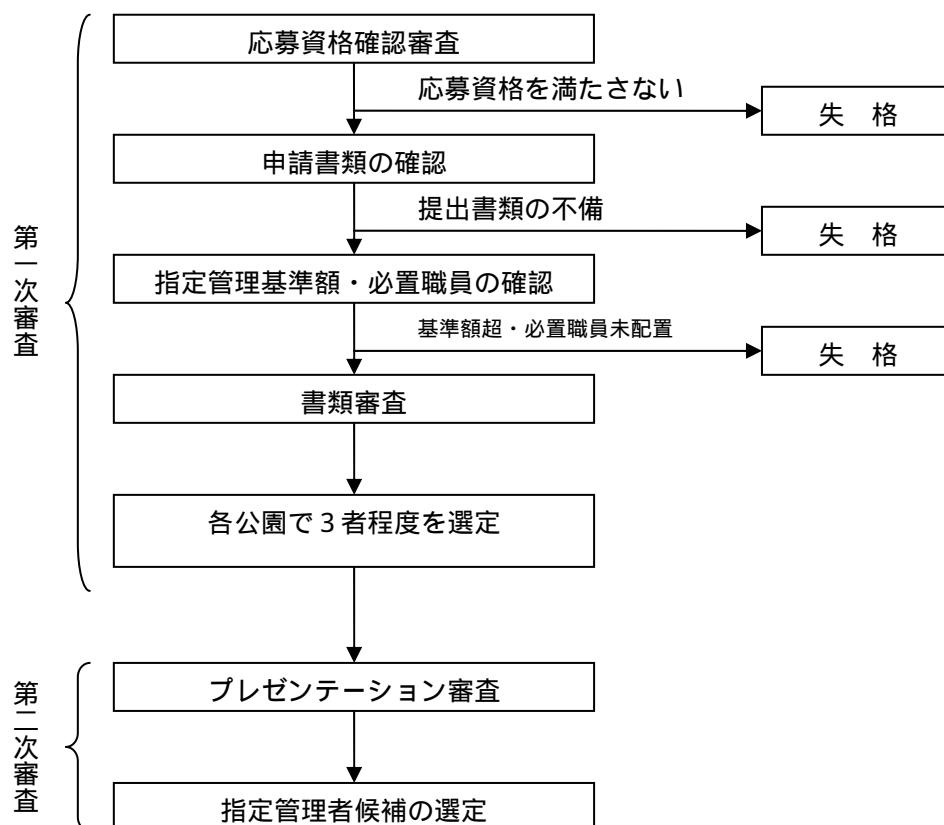
新潟県立都市公園の指定管理者は公園の管理を全般的に行うことから、申請者からの提案内容を総合的に評価する。

指定管理者候補の選定にあたっての審査は、公平性及び透明性を確保する観点から、新潟県立都市公園指定管理者評価・審査委員会（以下「評価・審査委員会」という。）において行う。

## 2 指定管理者候補の選定手順

### (1) 指定管理者候補選定までの審査手順の概要

指定管理者候補選定までの審査手順は、下記のフローに示すとおりである。



(2) 第一次審査

応募資格確認審査

申請者から提出される応募資格確認審査に関する書類をもとに、新潟県立都市公園指定管理者募集要項に示す応募資格の具備を確認し、応募資格の具備を確認できない場合は失格とする。

申請書類の確認

申請者に求めた申請に必要な提出書類がすべて揃っていることを確認し、書類不備が確認された場合は失格とする。

指定管理料に係る基準額及び必置職員の確認

新潟県立都市公園指定管理者募集要項で示す県が各公園の指定管理者に支払う指定管理料の年額（以下「基準額」という。）を超えているか、指定管理者が置かなければならない職員がいるかを確認し、基準額を超えている場合や必置職員の配置が確認できない場合は失格とする。

書類審査

上記のすべてに該当しない者の申請書類について、審査を行う。

審査は別表に示す審査項目ごとの視点から審査を行い、審査項目ごとに得点を付与する。

評価・審査委員会では、得点（第一次審査においては、申請者ごとの合計得点において委員の中で最高得点を付けた委員（同一得点を付けた委員があった場合はそのうち1人の委員）と最低得点を付けた委員（同一得点を付けた委員があった場合はそのうち1人の委員）を除いた委員の得点を合計する。）の高い者から3者程度を第一次審査通過者として選定する。

(3) 第二次審査

プレゼンテーション審査

一次審査通過者を対象にプレゼンテーションによる審査を行う。

プレゼンテーションは、申請者の説明を15分、審査委員からの質疑を30分程度とする。

プレゼンテーションを踏まえて審査委員が審査を行う。審査は別表に示す審査項目ごとの視点から審査を行い、審査項目ごとに得点を付与することにより行う。（書類審査の得点の修正を行う）

評価・審査委員会では、プレゼンテーション審査における得点が最も高い申請者を指定管理者候補として選定する。

なお、選定された指定管理者候補が辞退等をした場合は、プレゼンテーション審査における得点が次に高い申請者を指定管理者候補と選定し、その者が辞退した場合は以下同じとする。

### 3 審査の内容

#### (1) 審査の配点方針

審査による得点が高い者が指定管理者候補となることから、各配点については指定管理者に期待する事項の必要性及び重要性を勘案して設定する。

#### (2) 審査における大項目別の配点

審査項目（大項目別）	配点 （満点）
事業計画の提案に関する事項	140 点
都市公園の効用を最大限発揮すること	55 点
都市公園の適正管理を行うことができること	65 点
その他（県内産業振興・特に優れた提案）	20 点
価格の提案に関する事項	70 点
合計	210 点

書類審査では特に優れた提案の項目は評価しない。

#### (3) 審査の得点方法

別表に示す審査項目に記載のとおりとする。

## 別表「審査項目」

### 1 都市公園の効用を最大限発揮すること

項目	得点	審査の視点	対応提案・様式
公園の運営の提案が積極的で利用者の増加及びサービス向上に資するものか	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者の利便性の拡大や利用促進に向けた具体的取り組みが提案されているか</li> <li>・ 提案の内容が効果的な利用者の増加及び利便性の向上に結びつくものか</li> <li>・ 供用日・供用時間の設定が適切な利用者の増加及び利便性の向上に結びつくものか（紫雲寺記念公園のみ）</li> <li>・ 利用料金の設定が一部利用者に不当に優遇又は不利となっているものではないか（紫雲寺記念公園のみ）</li> <li>・ 新たな減免項目の設定又は新たな減免項目を設定しないことに適正な理由があるか（紫雲寺記念公園のみ）</li> </ul>	2-(1) 運営改善・利用促進に関する提案書 2-(2) 供用日・供用時間に関する提案書 （紫雲寺記念公園のみ） 2-(3) 利用料金額に関する提案書 （紫雲寺記念公園のみ） 2-(4) 利用料金額の減免に関する提案書 （紫雲寺記念公園のみ）
	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者が必要としている情報の提供が提案されているか</li> <li>・ 提案の内容が効果的な利用者の増加及び利便性の向上に結びつくものか</li> </ul>	2-(5) 広報業務に関する提案書
住民等との連携に対する認識が適切で、具体的な取り組みが提案されているか	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域・住民や行政機関との連携の認識が適切か</li> <li>・ 地域・住民や行政機関との今後行おうとする連携の内容が具体的か</li> <li>・ 現在行われている地域・住民との連携が継続されるものとなっているか</li> </ul>	2-(6) 地域・住民及び行政機関との連携に関する提案書
利用者の意見・要望の把握手法が適切で対応に積極性があるか	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定期的な利用者意見の把握方法が具体的に示されているか</li> <li>・ 苦情も含めた意見の反映に積極的に取り組む姿勢があるか</li> </ul>	2-(7) 利用者ニーズの把握と対応に関する提案書
事業評価が適切で、評価を活かした管理運営が提案されているか	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現状把握方法が具体的に示されているか</li> <li>・ 評価基準が具体的に示されているか</li> <li>・ 評価への対応方針に積極性があるか</li> </ul>	2-(8) 事業評価に関する提案書
自主事業の提案が具体的、現実的で利用者の増加及びサービス向上に資するものか	10 5点× *2項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公園として望ましい提案となっているか</li> <li>・ 提案が具体的か</li> <li>・ 提案により利用者の増加、サービス向上が図られるか</li> </ul>	2-(6) 自主事業に関する提案書 *【物販事業】 *【その他事業】

2 都市公園の適正管理を行うことができること

項目	得点	審査の視点	対応提案・様式
住民の平等利用が確保されているか	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市公園法、都市公園条例を理解し、住民の平等利用が確保されているか</li> <li>公園の設置目的に合致した管理運営方針となっているか</li> </ul>	1-(1) 総合的な管理運営方針
将来にわたり管理レベルが確保されるか	25 5点× *5項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>現状の管理水準を維持・向上させる手法が明確か</li> <li>経費の効率的執行の効果的提案があるか</li> <li>修繕の実施について積極性があるか</li> <li>上記提案に適切な根拠があるか</li> </ul>	3-(1) 維持管理に関する提案書 *【樹木等植物育成管理】 *【一般施設の維持管理】 *【清掃】 *【巡視・点検】 *【修繕】
経営基盤が安定しているか	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人等が公園管理を継続できるだけの経営基盤を有しているか</li> </ul>	(添付書類) 貸借対照表及び損益計算書又はこれに類するもの
公園又は類似施設の管理実績はあるか	5	公園等の管理実績はあるか	様式5 公園施設又は類似施設の主な管理業務実績
公園の管理体制が具体的で、適正なものとなっているか	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要な箇所に正規職員を配置しているか</li> <li>再委託をする場合、再委託業務の監督に必要な専門職員を配置しているか</li> <li>常に応急の維持管理や公園運営に対応できる体制となっているか</li> <li>公園の管理技術の水準を向上させる体制を確保しているか</li> </ul>	3-(2) 管理運営体制に関する提案書 【組織図】 【人員配置計画】 3-(3) 職員の管理能力向上に関する提案書
個人情報保護への対応が適切か	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報保護に対する考え方が適切か</li> <li>個人情報保護に関する適切な法人等の内部規定を持っているか</li> </ul>	3-(4) 個人情報保護に関する提案書 個人情報保護に関する内部規定
情報公開への対応が適切かつ積極的か	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報公開に対する考え方が適切か</li> <li>情報公開に対する対応に積極性がみられるか</li> </ul>	3-(5) 情報公開に関する提案書
環境に配慮した具体的、現実的な提案があるか	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園内のリサイクルを拡大させる具体的、現実的提案があるか</li> <li>省エネのための具体的、現実的提案があるか</li> <li>環境に配慮した商品を積極的に購入するか</li> <li>その他具体的提案があるか</li> </ul>	3-(6) 環境への配慮に関する提案書

### 3 その他

項目	得点	審査の視点	対応提案・様式
県内産業振興や雇用確保への配慮したも のとなっているか	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内産品を優先的に活用する具体的提案があるか</li> <li>・ 公園管理に必要な体制を県内雇用により確保するものとなっているか</li> </ul>	3-(7) 県内産業等への配慮に関する提案書
その他特に優れた提案があるか	15	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特に魅力ある提案であり得点以上の評価が相当である</li> <li>・ 評価項目以外で特に優れた提案がある</li> </ul>	

### 4 価格（管理経費の削減が図られること）

項目	得点	審査の視点	対応提案・様式
管理運営経費	70	全ての申請者の中で最も低い指定管理委託料 / 当該申請者の指定管理委託料 × 70	様式7 収支計画書

1～3の審査項目は審査の視点及び各審査基準を踏まえ、以下により評価し配点する。（類似施設の管理実績、その他特に優れた提案を除く）

特に優れているもの	各項目の得点 × 1.0
優れているもの	各項目の得点 × 0.75
標準的なもの	各項目の得点 × 0.5
標準をやや下回っているもの	各項目の得点 × 0.25
加対象として認められないもの	各項目の得点 × 0.0